

第13回 岡山市学校給食運営検討委員会会議概要

< 1 > 日時・場所
日 時：平成19年8月15日(水) 13:30~15:30
場 所：岡山市役所3階第3会議室

< 2 > 会議の概要

説明及び協議の概要

事務局： 定刻がきたので、ただ今から、第13回岡山市学校給食運営検討委員会を開催する。
送付資料について差し替えていただきたい資料と追加資料を机に置かせていただいた。
それでは、これからの会議の進行を、会長にお願いします。

会 長： 円滑に会議を進めてまいりたい。
まず、本日の傍聴の取り扱いについてだが、傍聴希望者は12人おられる。傍聴を許可して良いか。

委 員： よろしい。(許可する。)
(傍聴者入室)

会 長： さっそく検討委員会を始める。本日は、2次計画の方向性に向けて効率的運営の項目を中心に、審議していく予定。まず資料について、事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、資料に沿って説明させていただく。
前回の委員会において、第1次中期計画を含む岡山市の民間委託の目標値について、これまでの経過など踏まえ、整理させていただいた。

これまでの民間委託の経緯についてだが、答申では順次拡大すべきとあり、また退職者の補充を安易に行うべきでない、との内容で答申されており、教育委員会としてもその趣旨に沿い、欠員の状況に応じて、最終的には、30数年かけて、全校を民間委託する考えであった。

しかるに、市議会からは、直営と民間委託の配分等について様々な意見がだされた。まず、13年6月議会において、市長はある程度のバランスの中で、とあり、教育長は、答申の趣旨に従い、長期間かけて民間委託を進める中で競争と答弁している。その目標の違いについて、13年11月議会で質問を受け、答弁したのが、市長は「適正な配分、例えば半々ぐらいの配分の中で、切磋琢磨ができる状況を目指しては」とあり、加えて、「教育委員会に再考いただきたい」と答弁しており、それを受けて、教育長も「市長答弁を踏まえて検討する」と答えている。

そして、平成14年2月議会における教育長の答弁が、「目標として児童生徒数で半々の配分を目指すことにし、」とある。この基本認識が、現在の学校給食民間委託の根幹を成すものである。教育長は、続いて、「まず平成20年度までの第1次中期計画を立て、5年後の19年度を目途に全体的評価など考慮して第2次計画を策定していきたい」と答えている。

そして平成20年度までの第1次中期計画は、赤田の給食センター 上道給食センター 全中学校との移行順序を定めたもの。

第1次中期計画が全体計画と1次計画を混在して記載していることが、誤解を招く要因であろうが、現時点での移行計画は以上のとおりである。

次に、「これまでの取り組みの総体的な評価について」として、これまでの事務局の説明や委員の意見を、取り組みの概要、評価、課題と今後の方針という項目で整理させていただいた。

左はしの「項目」については答申における表現と本委員会における検討項目として表現を()書きで表示した。

まず、健康教育の観点からの学校給食の在り方について、最近は「食育」という言葉が普遍化し、食の大切さが見直されている社会情勢のなか、学校給食が先導的役割を果たせるようにと、食育の推進に努めてきたところであり、当委員会でも一定の評価をいただいているものと考えている。今後は、学校給食を活用した食育推進の実施計画を定め、一層の推進に努める。

また、食べ残しの減少については、直営が多数を占める小学校、民間委託が多数を占める中学校、共に年々減少しており、官民の相違はないものと考えている。

安全衛生管理について、5年前から比較すれば、一定の改善があったとも考えられるが、今回の視察時における官民の取り組みの差は、指導体制や意識付けの対策、また、官民それぞれの利点・欠点を把握し、相互にとりいれたり、改善していくための方策が課題として明確になった。

委員皆様から厳しく、指導、助言をいただいた点のうち、右はしの早急な対応としてあげている2点については2学期から取り組むことにした。

まず、ドライシューズの着用については、直営で44%の着用率であった。前回の指摘を受け、調理員研修の場で協議した結果、作業安全面はもちろんのこと、ドライ運用にかかる職員の意識向上や、高度な衛生状況を確保することにつながるとして、2学期から直営の全調理場で着用することとした。

また調理場独自の衛生検査についても、同様に、2学期早々に、全調理場に対し、実施計画の提出を求め、その結果を踏まえ、100%実施となるように、市教委として必ずフォローする。

なお、この検査に要する経費は、各学校に配当している予算の中で対応可能であると考えているが、各校の状況に応じて対処したい。

その他作業工程表、動線図については、19年度では全校作成している。

また、官民の切磋琢磨によるレベルアップを図る方策が必要であることから、今後取り組むべき課題として、3点ほどあげた。

次に、本日の中心課題となる効率的運用である。

直営・委託とも将来への不安要素を示し、それへの意見もいただいた。なお調理業務そのものでの官民格差は大差なく、保護者等にも民間委託が受け入れられているものと判断している。

直営に関する今後の課題について、給与体系の見直しの検討に関しては、調理員に限らず全市的な課題として取り組んでいるところであり、退職者の補充による若年令化と併せ、経費の推移を一定期間見守り、その後、再評価する必要があると考えている。

安定かつ継承可能な職員体制については、今後数年間で半数が退職した時点でも、現在の配置基準で調理業務を順調に継承していくための対策という問題を挙げた。

次にその他の改善事項だが、本委員会では「社会的要請に応えた学校給食」となっているが、学校給食の拡充方策の方向性という観点での検討ともいえるものと考えている。

学校給食運営委員会については、保護者の声を聞ける貴重なものであり、開催されていない学校について、何の妨げがあるのか、などを調査し、指導してまいりたい。

アレルギー対応についても各校で、学校栄養士等が前向きに対応しており、官民、相違がないものと考えている。

続いて、教育費決算額、またそれに占める学校給食関係経費などを挙げている。これに基づき学校給食における経費削減の状況を検証したい。

まず教育費全体であるが、平成18年度と11年度を比較すると、約78%となっており、金額にすると約49億円ほどの減である。

なお、平成12年度が突出した決算額となっているが、これは、中高一貫校や財田、桑野のスポーツ広場などの用地取得費が30億円以上と多いことが要因となっている。

学校給食にかかる経費も18年度と11年度を比較すると、73.4%となり、金額で約12億1千万円の減である。

人件費とあるのは給食現場の栄養士、調理員だけでなく、教育委員会事務局の給食担当の事務職などを含む金額。この人件費も18と11年度を比較すると、65.2%、金額で約13億6千万円の減。教育費、給食にかかる経費と比べても、人件費の下げ幅は大きい。教育費に占める給食の人件費割合も、11年度で17.3%、約5.7分の1であるが、18年度では、14.4%、約6.9分の1となっている。

なお、前前回示した人件費の推移は、各年度、約2億円程度大きい数字になっているが、これは、1食あたりの経費を算出するため、県が給与負担をしている県費栄養職員の給与を加えた理論値であり、市の教育費の決算額は今回の資料の数値が正しいものである。

給食調理員の推移についてだが、合併による増員もある中、19年度と11年度と比較すると、約65.2%、122人の減。11から18年度の退職者数の計は185名であるが、異動等により6人の増、新採用が42人、合併による転入が15人あり、残りは民間委託で125人相当を吸収したことになる。

削減額を考察するに、前回お知らせした平成18年度の給食調理員平均年間給与が約810万円であり、それに民間委託でカバーした125人をかけると、約10億1千万円となる。その数字から、19年度委託費の総額約4億7千万を引くと、約5億4千万となり、単純計算であるが、民間委託による削減効果ともいえる。

退職者数の推移については、この数年20人から30人台後半の退職者が出ているが、このうち毎年10人から15人が早期退職者である。

19年度末の退職者数50人は前回に説明したとおり、定年者の人数であり、実際には、全体の4分の1、60人以上の退職者が見込まれる。

こうした点を考慮し、新規採用試験に際しては、経験者や実技試験を重視するなどの対策はとっているが、3、4年のうちに半数が入れ替わった場合に、学校給食が安定的に運営できるかについては疑念が残る。

ましてや、雇用期間が限定される臨時職員や嘱託職員での対応では、対処できるかどうかの不安はぬぐいきれない。

なお、岡山市では法令基準のない職種について原則3年間の採用凍結の対象としているが、給食調理員については、文科省の配置基準がある職種として、すべての欠員の補充まではできていないものの、今年4月にも9人の新採用者が学校に配属された。

民間委託校における従事者数の一覧表の常勤者に栄養士が1名いる。これは学校栄養職員とともに委託業者に衛生環境を維持・改善するために、必須の条件として示している。それに常勤とパートの調理員数をあげている。調理員の人数は、生徒数100人台の小規模校を除くと、岡山市の配置基準と比較して、2倍程度の配置数となっている。しかも、パートの調理員数が2倍多いものとなっており、各学校の給食が、受託企業のもつ経験則や経営理念と常勤職員の資質に大きく左右されるともいえるものだということができる。

追加の資料は、2次計画の対象となる小学校の児童数による規模別の一覧で、民間委託の今後を審議いただくにあたり、提出させていただいた。

最初に説明したように、現時点での民間委託率の目標は、児童生徒数の50%であり、平成19年度当初で32.7%である。これに中学校の残り2校を加えると約34.7%となり、また、合併地区の3センターをさらに加えると、約40%となるので、民間委託への移行を小学校に進めることになる。

ひとつの例であるが、この表の1000人以上の学校6校を民間委託に移行するならば、約51.4%、900人台まで進めば、56.3%の委託率になる。

以上、審議のほどよろしく。

会 長： 前回に引き続き、効率的な運営ということが中心になるが、民間委託の方向性について、これまでの取り組みの表を見て、その後に各項目についての追加、修正するという手順で進めたいと思うが、いかがか。

手順についてよければ、まず今事務局から説明があった第1次中期計画の民間委託事業についての質問はないか。

委 員： 民間委託のとこだけか。全体でもいいか。

会 長： 民間委託もなるべく手っ取り早くやっていただいて、この表を全部が埋まるようにしたいというのが今日の会議の目的。

委 員： それぞれ項目に少しずつ意見がある。

会 長： 一番大きいものは効率的な運営。その中で大きな地位を占めているのは民間委託。事務局の説明にあった民間委託についての質問は。

まず、民間委託50%になるには何年ぐらいかかるか。100%移行するためには、これからどのくらいかかるか、教えていただきたい。

事務局： 前回に調理員の年齢構成表を提出している。これによると、現在一番若い人で23歳。民間委託について説明した従来の退職者補充をしないやり方でいくと37年後と考えられる。100%でいく場合は37年後と想定できる。

委 員： 前回の会議に出席できなかったもので、確認をとりたい。事務局から民間委託率、何々という話が出てきているが、この第1次中期計画が終わろうとして、そして第2次中期計画の策定ということが我々の一つの大きな仕事だろうと思っている。その際に、一体いつまでの計画を立てるのか、これをはっきりさせていただかないと、10年後、20年後、それとも5年後のことなのか。市教委で、まだ決めてないということであれば、我々の間で何年後の目標にするかという話をすべきではないか。

前回郵送していただいている給食調理員の年齢構成表があるが、これから5年間で、100名が退職される。民間委託率が現在32.7%で、これが40%になり、51.4%になり、56.3%になるという話だが、これが一体いつの話なのか。とにかくまず期限を決めるべきではないか、そういう話し合いは前回の会議でされているか。

会 長： 第2次計画の方向性をまず決めようということだが、その第2次計画がいつまでという期限は含まれてない。

委 員： 方向性といっても、それが10年後の方向性なのか、20年間の方向性なのかによって随分内容が変わってくるから、まず期間を限定すべきと思うがいかがか。

もし、第2次中期計画を5年後に定めた場合に、現在の直営の調理員が5年間で退職する106人

を委託化すると、それをそのまま比率で換算していくと65%になる。自然減でとにかく65%までいく。その方向に向かっていくのか、それともちょっと歩みを緩やかにするのか、そういう問題に必ずかかわってくる。

- 委員： 自然減で対応した場合、65%という数字は自分が計算して出した数字と一致した。
この前、事務局から、この第1次中期計画の中期というのは5年後を考えているとの話があった。恐らくここで考えていくのは、これからの5年ということで考えていけばいいのかと判断している。すなわち平成21年から平成25年までにおける間の学校給食の運営について、あるいは民間委託をどういう比率にするのがいいかというあたりを考えていけばいいと考えている。
5年を超えると、相当世の中の情勢も変わってくるから、最短が5年じゃないか。我々がこれから答申しようとしている案は第2次中期計画、平成21年から25年までというあたりで考えたらいいのではないかと考えている。

会長： 中期の期限を5年という提案があったが、これについて意見はないか。

- 委員： 今までもずっと継続されてきた議論の中で、今回新しく委員になった者はどういう立場にいればいいのかと考えた。第1次計画ができたときには、半々が切磋琢磨でいいのではないかとということだが、単に何年までに半分の数字にするかという数合わせのために、この学校だと何人、何食分だから、何年にここの学校が委託すれば何年には何%という単純な数の話をするのだったら、私たちは必要ないと思う。ここで議論するのは、何年までにこれだけ数字を上げるのではなく、やってきて実際に民間委託をしたけどどうだったか。本当にそれでよかったのか。こういう点はちょっと違ったというところも含めて論議をして、この先、50%に向かっていくべきなのか。ちょっとここでもう一遍考え直して、今の32%のところまでストップさせてもいいのではないかとという意見も含めてここで論議するんだと思って、公募委員として出てきているつもり。論議はどこまでをどういうふうに、話をしたらいいのかも一回ははっきりさせていただきたい。

会長： 要は、効率的な運営にかかっているから、それを換算するのに、みんなお金になっている。給食費の占める人件費が非常に大きいということが今まで出ている。給食費をとにかく減らすためには、人件費を減らしていけないといけないということははっきりしている。そのための民間委託であって、それをどこまで進めるかというのが今の議論。

- 委員： もちろんむだなものはやめようというのはそうだが、安ければいいのかというだけでは納得できない部分もある。本来、教育はコストで考えてはいけない部分だとは思いますが、安だけがいいということではなくて、教育という中で給食という教育をどうしていくか、あるべき姿があって、それに対してこういうやり方もあるし、こういうやり方もある。では、どうするのがいいのかということから考えないと、人件費がこれだけ削減できるという話だけで進めていくことは本来の給食のあり方ではない。給食はそれでははかれないと思うがいかがか。

会長： 四本柱の中の一つが効率的な運営ということになると思う。その中で人件費が一番大きい負担になっているという話だから、ほかをおろそかにしているという意味ではない。もとへ話を戻す。

- 委員： 学校給食について平成12年、13、14年からずっとこの項目でいろいろな見直しをしたり、効率的な経営をやってきた中で、その全体を見てどうだったのか。一覧表がまとめてあるから、この中で食育の問題、安全、効率的、その他の事項を少し議論して、その評価をして、課題、今後の方針等見ながら、効率的な運営について議論して、学校給食がどういう役割で、今何が求められていて、どういうようにしていっていいのかというのを議論する中で、効率的な運営も議論すべきと思って検討委員会に出ている。それが一つ。ですから、全体的な議論をもっとしていただければいいということと、当然その効率的な運営が大きな課題になってくると思っているから、そこを議論しないと言っているのではなく、1番、2番、4番のことも議論しながらしてほしいというのが1つ。それと計画年度を5年ぐらいと言われていたが、基本的なところの議論がもう少し要るのではないか。

会長： 第2次計画の期間をまず決めておかないと、くるくる変わっていたら、立てた計画はあまり意味がなくなる。先ほど出た意見では5年と、あるいは事務局でも5年を想定しているような話であったので、5年ではいかがか。意見は。

- 事務局： 先ほどからの議論、最も基本的、かつ重要な話だと承っているが、事務局としては、今後何年間の計画ということを想定していない。というのが、我々が民間委託を導入したときに、根強い大きな不

安を抱えたPTAの関係者が多かった。そういった一つ一つの不安が、実際に導入した後、どの程度官民の格差が生まれるんだろうか、あるいは具体的に岡山市場に民間企業が順調に参入してきてくださるのだろうかとか、いろんな不安を抱えながらスタートした。一定期間経過後に評価しながら見直していくというのは、当然の手法でもあるだろうし、不安にこたえることだろうということで、当検討委員会を立ち上げて、評価、意見をいただきながら、それと並行しながら、現場の様子を見てきた。

今後、それではすべての問題を払拭したか、この5年間ですべて答えが得られたのかということ、恐らく見落としていることもあるかも知れないし、もう少し時間をかけなければならないような課題もあるのかもわからないし、ここで皆様方からいただいた意見の中身によって、結果的にそのあたりがある程度見えるのかというぐらいの気持ちを今のところは持っている。先に5年がいいかなということまでは、具体的には詰めてない状況である。

事務局： もう少しつけ加えさせていただく。審議会での答申においては、最終的にはすべての民間委託を進めるべきだということに対して、岡山市の方針としては、それをとりあえず50%ということで、進めてきた。同様にこの今回の検討委員会の趣旨がそのまま岡山市として方針が決断できるかという問題もあるが本質論的な意見をいただきたい。委員の指摘にもあったように、50%というのが今岡山市教育委員会としては最終目標になっているが、それが果たして妥当かどうかということ、これまでの民間委託の取り組みがどういう評価をされるかといったことも含めて審議いただいて、逆に言えば、この委員会の中では50%にこだわっていただくこともないとも言えるかもしれない。それから職員の年齢構成等の状況、経済情勢等ある。

今回、その表を埋めるという委員長さんの言い方の中で、ほかの項目については、これまでの議会や委員会の中でかなりの意見がこれまでも出ているので、民間委託についてを中心に、これまでの資料と今回の追加等も含めて、一旦表をつくり上げて、そのうえで全体的評価としてこれでどうか、それを見直していく必要がある。場合によってはその民間委託化の方向についても変わってくるのではないかと考えて、事務局サイドとしては今日の資料構成にした。

委員： 市教委側の意見をうかがったけれども、結局この委員会での我々の仕事というのは、学校給食に関しての意見をいろいろと出してもらってここでまとめるのではない。まとめるのは、市教委がまとめる。だから、5年なら5年という期間的な制約は受けたくないというのが市教委側の意見だと思う。

しかし、第2次中期計画を出すときには、第1次でやられたと同じように、いつからいつまでということのはっきり打ち出さないといけないのではないか。今の話を聞くと、第1次中期計画と性格は違い、期間は限定しないとといったような話になるけれども、それでは計画自体が実現、可能性に向かって進んでいかないのではないかと思う。この委員会では、そういう考えがあるのであれば、期間については市教委に任せるとして、この会議の中で、それを余りきちんと決めないで話を進めていった方がいいのかと感じた。いかがか。

事務局： ちょっと否定的な言い方になって申し訳ないが、例えば今日の資料で人数とか、人員計画の残りという形で資料を追加した。例えば本年度末で定年が50人出る。なおかつ1次計画で残っているのは中学校が2校で、人員は7名だけ。ある意味、委員さんの中から逆にもう2次計画は、前倒して20年からだというような意見が出て不思議はないというぐらいの個人的な思い。これは教育委員会としてのスタンスではないが、そういったところで含めて期間に限定されないで議論、しかもこれまでの評価を踏まえてという形で進めていただければと思う。

会長： 期間限定か、そうでないか。

委員： 理想の給食のあり方というところで物事を考えていくのに、例えばこういった姿だということがもし意見がまとまれば、達成するのに5年が妥当なのか、3年が妥当なのか、その後に決めればいいのかと思う。無理をして3年でしないといけないことはないし、あるいは早急にしないといけない部分もあるし、まず理想の給食のあり方というのはどうなのか、もう一度考えを及ぼしてみることが必要と思う。それが無いのに、まず期限が先にありきというのは、何を目指していくのかわからない。ですから、半々というのが絶対的なものとして目の前にあるのであれば、我々も広く意見を出す必要はないのかもしれない。

もう少し柔軟に考えてみようということであれば、いろんな意見が出てくるし、その中で民間委託はどういった形が理想なのかということを考えていったらいいと思う。

委員： 私は商業関係の仕事で、この会議での仕事は、食の中でも民間効率の問題であろうという役割を持って入ってきていると認識している。32.7%、民間委託が進んだ。私の計算では、32.7%というのは、職員の減った数とほぼ拮抗する。これまで30数%、直営の人たちが退職していった。

これが一番のネックだ。直営の人たちの市職員としての給与、これが一番のネックであって、これがどれだけ下がるか、どれだけ削られるか、つまり公務員だから、カットダウンができない、自然減を待つしかない。これから106人やめる、これを数に換算すると、これまでの32%と、この32%をたしたら65%になる。自分の計算で言ったが、これが削減額のリミットで上限。これ以上できない。5年間にこだわるのはそこだ。効率性ということを考えたときに、一般の会社ではない、市の職員の身分の問題があるから、100%なんてできない。5年、6年かかって32%まで進んだ。そして、自然減を期待して、これから5年間でさらに32%減少できる。それ以上は難しい。これまでの経緯から見て不可能だ。

会 長： 期限についてどうするか。

委 員： 教育委員会の事務局の方々は、この調理業務の民間委託が始まって、大変な努力をされておるといことはよく存じている。調理業務の民間委託、そのほかのいろいろ食に関する指導の充実であるとか、あるいは安全衛生管理であるとか、あるいは社会的要請に応じた給食であるとか、非常に多岐にわたっているいろいろと報道されてきて、この拡大の前の10人の検討委員会でそれを大体年間2回ぐらい、いろいろ意見を出し合って、その修正なり、あるいは成果を認めてきたという過去がある。だから、効率的なことだけでなく、全体にわたっている議論されてきた。ここでそれらも含めてもう一遍見直してみようということ、拡大の委員会ができたという理解している。

評価表をつくってチェックしていくというのは、なかなか普通のお役所仕事ではできないので、この辺も非常に進歩していると評価している。

ところが、ある項目については、もうこれでよいと、ある項目についてはこういうことをつけ加えたらどうかというふうにしなげら、この4年半ぐらいの間やってきた。理想的な形というのは、状況の変化でどうなるかわからない、したがって、5年と言ったのは、第2次の中期計画という意味で5年と言ったが、この第1次の中期計画にも盛り込まれているように、5年が来る前に、またこういう会を立ち上げて、その後の方針について検討するというをぜひ書き加えていく。第1次中期計画があるので、これに引き続いて、第2次の中期計画を立てて、いずれ来るであろう将来に向けて第3次の中期計画を立てるためのこういう委員会を開催するというようにしていくのがいいのではないかと。

1、2、4の項目については、前半でかなり意見をいただいているから、それを踏まえて、またその目標ができ上がると思う。あるいはまた、もとの拡大でなく、従来の検討委員会でチェックしながら、新しい目標を立てていけばいいのではないかと。

会 長： 大体2次計画というのは、それで終わりではなく、また次の中期計画も続くという意味である。そういったことから5年ぐらいというのが委員の意見。

委 員： この計画が立てられた5年前と、5年たった今、この間、食育の推進というのが新しく出てきた。今それを子供たちに推進していく上で、これから実施計画ができるけれど、食育は直営、民間を問わず、学校栄養職員が中心となって行い、差がないというふうにならされてあるが、この計画ができた時点で、直営の職員はこれにかかわることもできるし、かかわっていかなくてはならないと思っている。

そうすると、やはり今までは家庭の中で子供にしつけ等してきた中で、今それが足りない部分、この食育を通して、子供たちにいろいろなことを教えていく上でのかかわり方といったら、やはり直営の調理員、職員はできるけれども、民間委託ではどうなのかということも1つ疑問に思うところ。

会 長： 今の意見に対して事務局はいかがか。

事務局： 確かに食育の分野が若干範囲が広がっている方向にあることは間違いのないことだと思うが、民間委託でできること、直営でなければできないことということで単純に分けているならば、具体的にどういったことをするのかという中身にもよるけれども、事前に計画性を持った対応であれば、当然そのことを踏まえた契約なりは可能ではある。ただ、それが直接的な、例えば学校関係者の指示で自由に動かすとすると、偽装請負的な問題が出たりということはあるけれども、計画性を持って行うのであれば、内容にもよるが、基本的には絶対的に民間にはできないということは何らなく少ないのではないかと。

委 員： 食育のことで思うことがあるが、今事務局が言われたように、偽装請負とか、いろいろなことがあって、民間委託のところでは、実際には指示書で、調理に関して指示をするということになって、ある意味では協議をしながらというのと指示書を渡すというのは随分違うと思う。その点で、直営の場合は、そこに栄養士と調理員がいて協議しながらできる、しかし民間委託は指示書というのは文章を通じてということ、大きな違いがあると思っている。食育について、特に栄養士がいるからというよう

に書いてあるが、実際、栄養士も大いに頑張ってるし、どんどんやってると思う。実際に調理の中でやっていくとなると、やっぱり正規の調理員が要るんじゃないかと。そこで話をしながら進めていくというところがやっぱり子供たちとの関係で言えば、そこに大きな違いがあると思っている。その精度がやっぱり違うのでは。そこに人がいるということと、指示書でやるという、そこに大きな違いがあるのではないのか。ぜひ今後とも、この食育を充実させていく上では、栄養士がきちっといるということと、正規の調理員がいるという体制が必要なんではないのか。今後の方向として一層強めていくなら、そういうことが必要になってくるのではないかと思う。

委員： 食育に関しても民間、直営とも案外差がないのではないかという気もする。確かに食育等、いろんな教育に学校関係者が教員だけでなく、企業関係者も働いてる方も、今いろんな視点で教育にかかわっていくことが非常に大事になっているという感じもする。そういった意味では、民間委託、前回視察もさせていただいたけれども、学校栄養士と民間の方とのいい意味での緊張感といった中で、お互いが自分のやるべきことについてやれるということもあるのかなと思う。

直営で今非常に気になるのは、職員数。民間委託のところは同じ金額より少ない金額でありながら、大勢の人がかかわりながら調理ができる。逆に言うと、それだけ余裕があるのかなと。調理師、栄養士も調理をどうするかという栄養業務以外に、栄養教育をどうするかというような時間的余裕もとれる。逆に、直営のところの方がそういった教育を振り分ける時間が本当にとれるかというところは若干気になった。実際にその調理をどうするかということも、学校栄養士がやらないといけないうふうな両立をさせていくという点が、今後どういうあり方がいいのか、いろんな手伝えるところもあるだろうが、逆に調理をきちっとやろうと思うと、食育まで調理員がどれだけかわれるかという、今の体制でいくと非常に厳しいのかなというのが感想。そういったことを踏まえて、ある程度の限られた経費の中で、どうやって本当によりよい教育を、学校給食をつくっていくのかという観点で新たにここで見直す必要があると思っている。

委員： 学校給食は、もともと学校給食法の目的に従って、それを達成するために行われている。毎日の給食は、それが生きた教材になって、その教材がすばらしい教材であれば、それを利用して栄養教育なり、栄養職員が現場で指導を、給食主任の方も一緒になって、現場で指導できるものだと思っている。そうすると、やはり民間委託、自校炊飯、自校給食、そういったものを考えて、子供たちにとって何が一番いいのかということをもう一遍基本に戻って考えていく必要があると感じた。

そして、調理員と、学校栄養職員のチームワークがうまくいけば、どういうところであっても、学校給食というのはできていく、すばらしいものができるという感じは持っている

会長： 中期計画の期間から食育まで飛んでいったけれども、もう一回中期計画の期間を踏ん切りつきたい。やはり5年ぐらいの間隔で、その間に何ができるかを盛り込むといった考えではいかがか。（拍手）理想を余り追越し過ぎてもいろいろあろうし、これから時代が変わると、また変わっていくので、とりあえず5年間、その間に何をしたらいいかといったことを第2次中期計画で上げて決めていただいたらいかがかと思う。それでよいか。事務局の方、それでお願いできるか。

委員： それが終わる1年半ぐらい前に、次の計画をつくる検討委員会をつくると。また、そのときの情勢によっていろいろ討議するというところをつけ加えていただけたらと思う。もうそこまでにしておく。

事務局： 先ほど 委員から話があった件について、少し訂正させていただきたい。民間委託は指示書という文書で一方的にというように聞いたが、もちろん指示書という形では出すが、それは文書で出すだけではなく、それをもとに責任者とミーティング等をして、それで納得されたものがほかの従事者の方に流れていくということなので、当然紙だけではなく、責任者とのミーティングの中で訂正等もあり加えながらしていく。直営は全員でミーティングという形は多少違うが、流れは変わらない。

会長： 中期計画で何を決めるかというのは、四本柱について検討していただければよい。初めに戻して、5年間でどの程度の委託率にできるか、可能性があるか、第1次計画では半々ということが出ているが、それがいいかどうかといったことを検討していただきたいと思うが、いかがか。

委員： 議論がいつも何かそもそも論に戻ってはあっちこっち行って、どうも整理がつかないので整理して考えていけたらと思う。5年を目途にするのは、それはそれでいいと思うが、民営化が進んで実際起こったことに対して、それがどうなのかという評価をするのがこの委員会の役割ではないのか。いつもそもそも論に戻るんで、返った上で、何かあいまいなまま次の議論に進むので非常にわかりにくい。例えば今食育の話でも、結局は民営がいいのか、直営と民営化の比較の上で成り立っているんで、3番と1番の話が全然別というような立て方ではなく、基本的に一緒のことではないか。

要するに民営化をどういう方向へ進めるべきかということを考えて上で、民営化は進めてもいいのかどうか、このまま進めようとかちょっとペースを緩めようとか、結局そういう話になるのではないか。

委員： 提案。例えば、やってきたことを4つの柱に照らし合わせて、それぞれ単発に言われるとわからなくなってしまうので、直営と民間委託を比較するのだったら、視点をはっきりさせて、その視点についてはどうかというふうに話をまとめると、論議する方もしやすいと思うし、まとめる方もまとめやすいのではないか。

委員： 資料12が、今回我々に示された、よく議論してほしいという中身であろうかと思う。そういう面について民間がどうか、直営がどうかというようなことを、各論としては出てくるが、ここでは大きな2本の柱がある。このことについて今後どうしたらいいかということをごここで検討してくださいという役割をいただいているということ。それで、会長が第1回と第2回目あたりで「岡山市学校給食運営検討委員会の役割」の左半分のことを皆さんから意見を聞いた。

今回の協議は、役割の括弧の2番へ入っている。それを協議する中で、いろんな意見が出ると思うが、あくまでも柱は括弧の2番であろうと解釈している。

会長： 全くそのとおり。

委員： 2番に入るためには1番で評価がなければ。1番で評価したものを踏まえて2番を考えていいのではないか。

委員： 資料の13を読めばいろんな食育にかかわることが事細かに書いてある。そういうものを踏まえて、今後、今をどうするかということで意見が出たということではないかと思う。

会長： 今回は、第2次中期計画を決めるために、どういう方向へいけばいいかということをご議論しようということになってる。

委員： 方向を議論するのに、実際の議論で民営化だとどうなのか、直営でどうなのかという議論になっている。その評価はできてるということか。

委員： 終わってはいない。今までこういうふうにやってきたということ。この議論を進めていく上で、絶えず直営かどうか、あるいは調理員の委託はどうかということが、いろんな面が出てくる。それも今までやってる。

事務局： 一番最初にこの会を立ち上げた前々回のときに、事務局からこの会の趣旨を開会のあいさつで述べさせていただいた。それは、今回も教育次長が申したように、今までの検討委員会で民間委託になってから年間2回程度検討委員会でその後のことを審議して検討して、直すべきところはどこだろうかということをご検討してきた。その結果、第1次中期計画の年限も来て、今年度はこれまでの市の取り組みを提言した上で、学校給食の今後の民間委託等のあり方について意見集約をお願いするため、新たに17名に拡大してこの検討委員会で審議を賜りたいというふうに、この拡大委員会の冒頭に申しているのをご、その意義は理解いただきたい。

委員： 今までの点検というのは評価を含めてこの4項目それぞれ評価し切ってるということはなかなかないのかもしれないが、方向性までまだいったような感じはしてない。しきりに3番という方向だが、その前段、もう少し共通認識して、具体的論点は議論した方がいいのでは。

期間が平成21年から5年間ということであれば、今19年度だから、もう少ししっかりその前段のところを議論していけばいいのでは。委員の任期も2月ぐらいまであるわけだから、21年度からのごことを決めるのであれば、その任期中にきっちり議論できればいいと思う。もう少し今までのこの取り組み評価を丁寧にしっかりした方がいい。

会長： 中期計画というのは、いつ出す予定か。

事務局： 今現在、第1次中期計画は平成20年度まで。今まで提出させていただいた資料の中に、調理員の退職状況、今後の見通しなども含めて出させていただいている。その中で、どういう方向性を示していけばいいのかというような点まで議論に及んでいただくために資料22を出した、この点について皆様の意見、今後の課題、取り組みなどをしっかり伝えていただいて、この表の完成を考えている。

それが、次のステップへ行ける方法だと考えている。

事務局： 追加させていただく。資料22については、標題として、総体的評価についてとしており、資料12で言えばまだ1のラインの方に属する。これまでの委員からの意見として、民間委託の効果云々について当たり前というふうに評価されてるかどうかは別として、民間委託の評価としての意見まではいただいていないと思う。この表が全体埋まってくれば、今後の見込みというような民間委託に対する全体的な評価、そしてその後、今後の方向性みたいな形になっていくのではないかと。最初の会長の表を埋めるという話の中でも、例えば1番の食育に関してはほとんど評価的に皆さん方の評価も余り悪い面はなかったということで、非常に簡潔な1行だけしか入れてないが、それまでの取り組みの状況の表の中でも出てきているので、そういったあたりのことを表の全部が埋まった段階でその次の計画へ移っていくのではないかとというところから、特に効率的運営に対する評価の個々の意見、これに限ってほかとも当然つながっていて、民間か直営かというような話はあったけれども、本質的な評価はまだいただけていないので、ここから議論いただいたらどうかということ。

会長： 資料22の仕切り直しということで、まず、食育の項目でまだ意見があれば。

委員： 民間のメリットは比較的良好にわかって伝わってくるが、直営のメリットについて抽象的で、いつも余り直接的に伝わらない。具体的にどうなのかということをもう少し言った方が説得力あるかと思う。

委員： 例えば、栄養士が子供の所へ授業に行く時に、旬の食材のサヤエンドウの筋取りやアラスカの豆をむいたりすることを一緒に行き手伝うというか、子供たちと一緒にする。そして、それを次の日の給食に提供するというようなこともあるし、また3期の期間中には親子料理教室といった料理をつくることを一緒に子供たちとしたりということも実際にやっている。

委員： それは民間でできないということか。

委員： 指示書を出せばできないことはないというふうに言われたが、そういった部分のことは私にはわからない。

委員： 調理員も栄養士も教職員と同じような気持ちで子供を教育してくれている。食を通して、給食を通して同じように子供たちの教育にしっかりとかかわっている。32%民間委託になったというが、本当に評価してどうだったのか、やはり評価、改善、実践ということは言われてると思うので、ここで民営化した評価を聞きたい。先日視察に行った学校しか知らないが、多分一番いい例ではないかと思うが、あれを見るといいかなと思うが、現場の声をもう少し吸い上げて、評価をきちんとした形で出してもらって、本当に民営化がいいのか、やっぱり直営じゃないといけないのか振り返って見ないと次へ進まないと思う。私自身は直営がいいと思っている。財源のことが心配であれば、3年たてば解消できると思う。高額の高齢者の方たちが退職するので、かなりこれで財源的には軽減できるので。特に最近は食育ということも言われていて、文科省も厚労省も農水省も本当に食事のバランスとか食育とか、特に国を挙げて力を入れるときに、民営化していいものかどうか、やっぱりここで立ちどまって考えるべきではないかと思う。それからその後どうするか、考えた方が一番いいこれからの進める方向ではないか。

委員： ここに出てくる資料は官も民も変わらないという話ばかりだが、本当にそうなのかどうかというのは、やはり栄養士や校長の本当の声を聞きながら出してこない、いろんなことがあるというのはたくさん聞くが、なかなか出てくる文書ではそうじゃないということが多いため、そこはしっかり携わっている栄養士の声を集めて、それをもとに皆さんで議論するということが要るのではないかと思う。

会長： 食育はいいか。現場の声がよく上がってこないという意見だったが。

委員： 中学校では、かなり民営化が進んでいるが、賛否両論があると思う。校長会等では民営化に伴って困った点というのは特に上がってない。ですから、安全、安心、労働面を含め、特に大きな問題点はないと思っている。

委員： 確かに栄養士、学校の中では校長を通じて、教育委員会に意見を上げる。栄養士、校長、教育委員会にいろんな資料が上がってくるんだと思うが、こんなことがあったというのがなかなか書きにくい

という学校があるということでお聞きいただきたいが、事があつたら動くのではだめだと思う。そういうささいなことでもいろんなことも出した上でいいならいいと言えればいいと思う。少し見えにくい状況で判断してしまうなら、多少問題があるのでは。

会 長： 地産地消という簡単な一語で書かれているが、食育というのは、それはそもそも給食現場だけでなく、その地域も含めてやらないといけないというのが本来の考えだと思う。だから、職員でないと教育はできないという考えはおかしいのではないかと。お百姓の人が自分で育てたものを学校へ納めて、それをどのように育てているか、あるいは子供に経験させるかということは、実際あちこちでやられてることだから、給食現場の中だけで食育をやるという考え方はおかしいと思うが、いかがか。
地産地消については、地域を含めて考えないといけないと思うが、それは現実にならなっているのか聞きたい。

事務局： 食育基本法では、当然学校だけの話ではない、家庭を含んだ地域も含めた食育推進について触れている。特に、学校現場については、学校関係者は積極的に関与をしていけというような文があったと記憶している。
それで、皆様をお願いするのが、学校給食にかかわるということであるので、特段、ここで食育という言葉が全面には出てきているが、学校給食を活用するという前提のもとで話させていただいた。会長が言われたのは当然そういうことだと理解している。

委 員： まず、食育について市教委がどういうふうに学校現場で取り組もうとしているのか。食育は直営、民間問わず栄養職員が中心になって行っているのではという資料もありながら、委託だからなかなか突っ込んだお願いというのは民間委託の場合できないという資料も出ていて、では全体でどういふふうに進めていくのか具体的なところが見えてないままこれが議論されているのではないかと感じている。その辺のところを教えてください。
それから、民間委託は指示書だけでなく説明をして修正をするんだというような話もあったが、それはあくまでも委託という法的な話なので、説明にはすごく苦慮されてるというふうにする。明確な形でそれができるようにするにはどうしたらいいのかということをもとに考えていただくのが先決ではないかと思っている。そのあたりの指示のことも含めて、食育のことについてどういうふうに進んでいるのかということをお聞きしたい。

事務局： 食育に関しては、民間委託、直営にかかわらず学校栄養職員がいて、それで調理をする方が直営か委託かということが一つ大きな違いで、物資の提供についても同じように調達をして入れるということなので、きちっとした給食をつくって提供する、それがまず食育の初歩だと思う。給食は教育の一環という大きな役割を果たしている、技術の継承云々という部分の向上に関しては、どちらも努力が必要だと思う。
食育ということに関しては、先ほど調理員も栄養士と一緒に参加するというような話もあった。委託の業者についても校長先生等の要請があれば、参加をお願いするというのもできるし、ゲストティーチャーという形で、いろんな方が子供たちの前でそれぞれの専門の分野の話ができる。地産地消で地元の生産者を招いて、授業の中で子供たちには伝えていただくというようなことも盛んに学校ではなされている。契約というしぐらみはある。

委 員： 聞きたいのは、例えば民間委託校での食育の取り組みと、今の直営の中でそうしようと思ったときに、どのように今の段階とは違うのか。もっと言えば、調理員がどういうふうに進んでいくのか。今の話でいけば栄養士だけそこにいればいいというふうにも聞こえるが、そのあたりはどうか。

事務局： 学校では授業等がかかわったりする部分では年間計画を作成して、どの部分で学校栄養士や調理員がかかわれるかという計画を立てている。その中で、授業に参画する。給食時間等は年間計画は不要ですので、常時かかわることができる。もちろん、学校外での取り組みということにも積極的に参加している。公民館活動やPTAの活動等の中で、親子料理教室という取り組みをされているということもある。

委 員： 端的に聞きたいのは、どこまでの範囲へ調理員が、食育の部分にかかわろうと、かかわらせようと、市教委としては考えているのか。

委 員： 委員の質問だが、どういう食育の教育を、カリキュラムをとっていくのかというケース・バイ・ケースだと思う。食育に関する話をされたが、それは民間になったらできないか。

事務局： 食育について、一つの大きな違いは、直営の職員は市の職員で、自ら立てた食育の業務を与えられ、自ら動いて参画していきける。委託業者に関しては、今説明したように、できないことはない。ただ、自ら個人的に積極的に参画することは契約があるので、それはできないことである。当然、うちの仕様書では学校長の要請があれば協力をお願いする程度の内容である。委託の計算の中には入っていない。それは、あくまでも我々が民間委託に協力依頼をしてる程度。ただ、それに比べ、直営は積極的に職務として食育推進に関することを職務として与えている。これが大きな違い。

委員： 具体的に、給食調理員が、食育、子供の前でどんなことを年間ずっとやっているのか。食育は直営、民間を問わず学校栄養職員が中心となっていけばいいと思う。この表現が正しいと思う。というのは、給食を調理するわけだから、子供の食育を給食調理員がされるわけではないから。しかも、この食育ができたのは家庭が問題だということから起こった。

学校でもやってくれよと。それは、学校栄養職員が中心になってやってくれよと。栄養士は教壇に立つ資格はない。しかし、栄養教諭は教壇に立てる。

しかし、栄養士が教壇に立ってないかということ、実際はもう立っている。それは、先生がそこにいて、先生を補助するという形でそこに立っている。この食育というのは、給食関係の人たちだけがやってるかということそうじゃない。学級担任も、実際の給食に立ち会っている指導している。学級担任が一番子供と一緒に給食をとりながら指導するわけ。それが実態で、ほかの教科でもかかわれる部分があればかかわっている。学級担任がやっぱり中心で、栄養教諭ないしは栄養職員が専門的なことをやるというふうになっているのではないかと。だから、差はないという表現になっているというふう理解している。

会長： 教室の中だけでやるのが食育かどうかということが問題。今ごろは刃物を持ったことがある子供がほとんどいないということを知ることが、調理場で調理員が刃物を使っているのをちゃんと見せるのも一つの教育だと思う。ジャガイモの皮をむくのはどうしたら一番効率よくむけるか、栄養士だけではだめで、調理員にも聞かないといけないうらう。分業ではないから総合的に考えて、子供にいい影響を与えてるかどうかといったことを考えていかなければいけないのではないかと。

委員： おっしゃるとおり。ただ、実際にジャガイモの皮をむいたりリンゴの皮をむいたりするのは家庭科でやっている。給食のときにいってやるようなことはない。そんなことをやったら大変。

委員： 民営化のところにも栄養士の先生がいて指導してる。そこで民間委託した例と比較すればいい話では。民間委託した食育のあり方と、直営の食育のあり方を比較すればいいのではないかと。

事務局： 評価というのは、今現在岡山市教育委員会が行っている食育を前提に書かせていただいている。それについては、基本的には年間カリキュラムを立てるときに、どの教科でどんな食育をしようかということの事前に計画立てする。そういうことをするにおいては、民間委託校においても栄養士というのが市の職員、直営の栄養士がいる。だから、栄養士を中心で賄える範囲での食育ということであれば、官民の比較差はほとんどないという現状での話。課題であるとか今後の方針ということになると、食育基本法制定以来、食育の重要性が叫ばれて、いろんな取り組みが今後展開されるだろうという予測に立てば、今のままでいいんだろうか、今後さらに食育をどういう方向で充実するのかといったことを岡山市としても計画立てしていく。これは、市長部局が中心になってやるけども、その中で教育委員会がどのような関与ができるのか、またしなければならぬのかという段階になると、果たして官民が同じように対応できるか、具体的に何をやるかということにおいて、法的にできることできないこと、あるいは事前に系統性を持っていけばカバーできるとかいろんなことが対応も可能になってくると思うし、現状での岡山市の食育についてはこういう評価だということ。今後そのあたりは広がっていくだろうという見込みがあれば、さらにどういった方法で、今いろいろいただいているように民間委託で果たして対応できるんだろうかという疑念は残る部分はあると思う。

ただ、基本的には、できるかできないかということだけについて言わせていただければ、できないという分野の範囲に限りなく定まってくるのではないかと。こっちの方が好ましいとか好ましくないとか、好きだ嫌いだということを含めるといろんな意見は出るであろうと考える。

委員： 話が抽象的なので、もう少し身近なことでこんな食育をしたとか、具体的にはこうだとか、見えるようにしていただければ非常にわかりやすいが。委託契約上は本当にできるかどうかというのをもう少し明確にした方がいいのではないかと。

委員： 地産地消など食育の面では前進しているという、ここをもう少し前進させる必要があるのではないかと感じている。というのは、報道で、日本のカロリーベースでの食糧自給率が40%を切ってしまう

ったと。食糧安保というような言葉が使われ出したが、そういう意味で、やっぱり地元のものを是非推進し、何とか食糧自給率を上げていくことを考えていく必要があるのではと思う。

今単独の学校で例えば農協と契約をしてというようなことがあるのだったら、複数の学校でお互いに協議をして、農協も合併しているから、地域の農協あたりと連絡をとり合って、何とか地産地消を広げていく工夫をしていく必要があるのではないかとと思う。

委員： 山陽新聞で、2年間近くだったか、学校の栄養士の職員の活動をずっと連載した。それを見ると、いろんな食育の活動をされてるということがよくわかる。食育をやることと地産地消をやることに区別は、そういう意味ではほとんどないと思う。食育をやられてる方はほとんど地産地消ということをやられていて、そのことを区別することに何ら多分意味がないんだろうと思われる。よければ連載企画をつけて、資料提供でもさせていただいて、こんなに活動されてるという県下の事例がよくわかる。問題は、私の子供の学校の先生なんかでも、すごく熱心に授業の中に給食と授業を一体化させるような取り組みとか、いろんな工夫をやられている。そこに栄養職員はいる。だから、知りたいのは結局は、栄養職員がいた上で、民営化したらどうなるかということなんだろうと思うので、その辺の事例が具体的に出来れば非常にわかりやすいと思う。

会長： そういう事例があるか。

事務局： 例をとということで、現場にいたときに、たまたま直営から民間委託になった。栄養士は一緒。その結果、今思うと、食教育については変わりはなかった思っている。

例えば、授業に入ることについては、先ほど話があったように、栄養職員は教職の免許を持っておりませんから、教員とTTという形で入っていた。このときに、調理員はいろんな形で、直営であっても民間であっても教育はしてたと思う。

そして、給食委員会へのかかわりも、これは栄養士が一緒ということであるんなことをアドバイスしていたと思うが、民間になっても入ってたときもある。それから学校には保護者を加えての学校給食運営委員会があるが、これに関しても直営のときにも調理員が入っていたし、民間委託もこれは学校長や栄養士の指示に従ってということが入っていた。それから残量調査、給食の残量を見て子供の給食のことを考えることについても、自主的に直営は考えて意見は言えてたとは思いますが、これも間に入っている学校栄養士がどのくらいのサポートというか、リーダーシップを発揮するかが大きいであろうと思うが、やっぱり残量については、直営であっても民間であっても一番気にしてたところ。安全はもちろんだが、食育という面ではそういうことをしていたので紹介した。

委員： 委員が、この前見学に行って、人数的に余裕があるので、委託校の方が栄養士が手があいて、学校の食育とか授業にかかわる時間がとれるように感じたという発言があった。ただ、単純に思うには、委託になると、栄養士の事務の量は増えるだろう。直営だと、直接どどんと一緒に話せば済むことを文書にしたりとか、指示書をきちんとつくっていったりとか、そういう業者との折衝みたいな部分でいくと、時間はとられると思う。そういうところで、食育にかける授業の準備の時間はどうかとか、この前見学に行かれたのは、多分ともうまくいっている例だと思うが、うまくいってなくて、なかなか慣れない人たちで安全、衛生面はどうだろうみたいな学校になると、栄養士は多分張りつきではないかと思う。そうすると、ますます食育に欠けて、同じように栄養職員は直営でいるけれど、そういう点ではどうなのか。実際に教育委員会にはこういう例があって困ったというような相談事例が来たりしていないのか、伺いたい。民間委託の方が手があくからどどん進められるという状況が全般なのか、そうじゃなくてちょっと心配で見てないといけない状況がしばらくあって、なかなか離れられないという状況の方が多いのか、そのあたりを教えてください。

事務局： 衛生管理については、文科省が示している衛生管理の基準というのがあって、それに基づいて直営であれ委託であれやるという一つの基準がある。学校規模とか職員の生徒に対する割合とか学校差があるので、一律全部がというのは難しい面もあるけど、衛生管理についてはみんな統一的な認識を持って日々の業務についているので、まず今言われたような心配はない。あとは、それぞれの実態に合わせてさらにレベルアップするよう日々業務に励んでいる。

今、栄養士の業務で、差があるがということだが、確かに委託になると指示書等があるが、反対に直営であっても作業工程表や動線図を作成しながらやっているの、日常的なことはほぼないと。それから、当然委託業者なのでいろんな確認の書類が上がってくるけど、業務的にはそう大差がない。直営の栄養士の方が食育に励めるんじゃないかということではなく、それを業務として励んでいる。

会長： 各学校でみんな違うわけで、特に校長先生の裁量というのは大きく影響してくると思うが、それを個々に言うよりも、教育委員会としてどのように援助できるかということを見ていただく方がいいので

はないか。

事務局： 参考までに認識しておいていただきたいのは、センター給食というのがある。センター給食というのは、それぞれの学校に栄養士はらずセンターにいる。では、その学校での食育はどうするかというと、センターの栄養士が来て、各クラスの担任とチームティーチングをしながら、年間カリキュラムをつくって食育についての話をしてくれる。当然学校ということは、道徳教育もそうだけでも、道徳の時間にすればいいという問題ではなくて、すべての時間を通じてするという。食育といってもその時間割りの中にある時間だけで済むのではなくて、いろんな行事がある。宿泊の研修もある。さまざまところで学校の教職員すべての者がいろいろなチャンスに、子供たちに教育をするというものだと思う。そして、調理員が携わってくださるということは、プラスアルファとしてはありがたいことだけれども、それがなくてはならないものとしたら、センター給食の学校ではまともな食育ができないということになる。ですから、プラスアルファとしてはありがたいけれども、それはそれでなければ学校の食育が成り立たないというようなことでは、岡山市の食育としてはおかしなことにもなるかと思う。

会 長： 食育に関して、教育委員会でどのような援助ができるか、どうお考えか。

委 員： 正規の栄養士が配属されている学校では、その栄養士が最近、昨年度が中心だが、2週間ぐらい大部分の方が栄養教諭としての資格のための研修を特別に受けた。ただ、資料にあるように、年間2.5時間という数字が出てるように、そんなにたくさんはできていない。必要に応じて行っている。教育委員会としてもいろいろと研修を計画していただいている。

もう一点、誤解があってはいけないので。民間委託の学校でも、別途栄養士がいる。正規の栄養士にはどんどん食育に携わっていただいている。例えば給食時間に放送で、今日の給食の献立について生徒に向けてPRをしていただく。それから、残量調査も小まめに行って、独自の献立のときの資料にされたりしている。それから、民間委託の方にも栄養士がいる。そちらの栄養士は、調理員と連絡をしっかりとっていただいたりしている。ものすごく忙しかったかどうかというのは、そんなに感じてないようだ。つまり、連携がうまくとれていれば、そんなしんどくなっているとは思っていない。

委 員： 先ほど、食育を推進するために市の援助はという話があったけれども、やはり今校長先生が言われたように、研修を受けられた学校栄養職員の方をできるだけ多く栄養教諭として任命をしていただく、それは県教委の考えもあるかもしれないけれども、そういったことも是非お願いしたい。

事務局： 食育の話でかなり議論が出ている。まだ、1の方である。当然、総体的評価ということであるので、本日もう時間が来ている中で表の完成というのはまず無理だと思う。

皆様は今、この表をとりあえずこういう形で一つの案として打ち上げているが、これに関して、皆さんの意見があると思うので、それをまた事務局で用意するので、教えていただき、一つの形にしてから議論をするという形でいかがか。

会 長： いかがか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
意見がないようでしたら、そのように取り計らってください。

委 員： 山陽新聞で連載されたものもあるので、もしいただけるならそういう資料も見せていただきたい。

会 長： なかなか方向性というのが出てこないが、事務局でそれぞれの疑問点なり意見をまた集めていただける。いつごろになるか。

事務局： 早急に郵送するので提案していただければと思う。次回を9月中ぐらいに計画させていただこうと思っているので、また委員の皆様方には日程調整をさせていただきたい。

会 長： 来たら回答をお願いします。
今日は中途半端であったが、これで終わりにしたい。